

国民保護業務計画

平成24年10月

日本郵便株式会社

目次

- 第1章 総則
 - 第1節 計画の目的
 - 第2節 用語の定義
 - 第3節 計画の見直し等

- 第2章 実施体制の確立
 - 第1節 関係機関との協力体制の確立
 - 第2節 組織・体制等の整備
 - 第3節 非常参集等
 - 第4節 国民保護措置の実施機能等の確保
 - 第5節 国民保護措置に関する社員の研修等
 - 第6節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

- 第3章 国民保護措置に関する事項
 - 第1節 基本的方針
 - 第2節 住民の避難に関する措置
 - 第3節 避難住民等の救援に関する措置
 - 第4節 情報の収集及び提供
 - 第5節 武力攻撃事態等発生時における郵便業務の確保
 - 第6節 特殊標章等に関する事項
 - 第7節 応急の復旧
 - 第8節 国民保護措置に関する訓練

- 第4章 緊急対処保護措置の実施に必要な事項
 - 第1節 緊急対処保護対策本部の設置等
 - 第2節 緊急対処保護措置の実施等

附則

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項に基づき、日本郵便株式会社（以下「当社」という。）の業務に関し次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）の的確かつ迅速な実施に役立てることを目的とする。

- (1) 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- (2) 当社が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- (3) 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- (4) 上記に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

第2節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「武力攻撃」とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。
- (2) 「武力攻撃事態」とは、事態対処法第2条第2号に規定する武力攻撃事態をいう。
- (3) 「武力攻撃予測事態」とは、事態対処法第2条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。
- (4) 「武力攻撃事態等」とは、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
- (5) 「武力攻撃災害」とは、国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。
- (6) 「緊急対処事態」とは、事態対処法第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。
- (7) 「指定行政機関」とは、事態対処法第2条第4号に規定する指定行政機関をいう。
- (8) 「指定公共機関」とは、事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関をいう。
- (9) 「指定地方行政機関」とは、事態対処法第2条第5号に規定する指定地方行政機関をいう。
- (10) 「指定地方公共機関」とは、国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。
- (11) 「対処基本方針」とは、事態対処法第9条第1項に規定する対処基本方針をいう。
- (12) 「特殊標章等」とは、国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章及び身分証明書をいう。

第3節 計画の見直し等

1 計画の見直し

本計画については、内容につき適時検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更する場合において必要があると認めるときは、国民保護法第36条第6項において準用する第33条第6項の規定に基づき、関係指定行政機関の長等に対し資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることとする。

2 計画の変更の報告と公表

本計画を変更した場合は、国民保護法第36条第4項に基づき、速やかに総務大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び同法第36条第5項に基づき、都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表するものとする。

第2章 実施体制の確立

第1節 関係機関との協力体制の確立

各組織（本社、機能センター、支社及び郵便局をいう。以下同じ。）においては、各組織相互間のもとより、関係する指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関との間で、相互に密接に連絡及び協力し、国民保護措置が円滑に推進されるよう努めるものとする。

第2節 組織・体制等の整備

1 連絡調整

(1) 本社

本社の危機管理統括部署は、次に掲げる事項に関し必要な連絡及び調整を行う。

ア 緊急時のための連絡網の作成その他社内の連絡体制及び参集体制の整備

イ 都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備

ウ 第6節において定める国民保護対策本部が設置された場合の各組織の事務分担の整備

エ 本計画に定める事項のうち、平常時における措置の総合的な推進

オ 本計画の見直し

カ 平常時における関係機関との連携

キ その他必要な事項

(2) 支社

支社は、緊急時のための連絡網の整備、武力攻撃事態等における支社内の事務分担の整備その他(1)に掲げる事項に関し支社内における必要な連絡及び調整を行う。

2 非常参集体制の整備

(1) 本社

ア 非常参集要員の指定

原則として武力攻撃事態等における当社の業務運営に関し、情報

連絡又は応急対策を実施する部署の長は、自部署内に第1順位及び第2順位の非常参集要員を指定するものとする。

非常参集要員の順位については、原則として夜間における非常参集の場合等も考慮し、職場から住居までの距離及び交通機関等の条件から、なるべく速やかに参集できる社員を第1順位とする。

なお、非常参集の基準については、次節に定めるとおりとする。

イ 非常参集要員の登録

アにより指定した非常参集要員の連絡先は、速やかに本社の危機管理統括部署に報告するものとする。非常参集要員の変更があった場合も同様とする。

ウ 情報連絡手段の確保等

非常参集要員は、情報連絡手段を確保するものとする。この場合、参集途上での情報連絡手段についても確保するよう努めるものとする。また、交通の途絶、家族等の被災によって参集が困難となった場合は、本社の危機管理統括部署に連絡するものとする。

(2) 支社

ア 非常参集要員等の指定等

支社長は、(1)のアに準じて第1順位及び第2順位の非常参集要員を指定するとともに、当該非常参集要員の中から本社との連絡担当者（以下「本社連絡担当者」という。）を指定するものとする。

イ 本社連絡担当者の登録

アにより指定した本社連絡担当者の連絡先を速やかに本社の危機管理統括部署に報告するものとする。本社連絡担当者の変更があった場合も同様とする。

第3節 非常参集

1 非常参集

本社の危機管理統括部署は、武力攻撃事態等に至ったとき（武力攻撃事態であることの認定又は武力攻撃予測事態の認定がなされていない状況で武力攻撃事態等に至るおそれがある場合等において、危機管理統括部署の長が必要と認めるときを含む。以下「武力攻撃事態等発生時」という。）には、勤務時間内にあつては各組織に連絡し、勤務時間外にあつては前節2に定める非常参集要員に対し、直ちに本社若しくは支社に参集し、又は自宅に待機するよう指示するものとする。

2 本社の危機管理統括部署の社員の非常参集

本社の危機管理統括部署の国民保護措置を担当する社員は、勤務時間外の武力攻撃事態等発生時には、直ちに本社に参集するものとする。

3 非常参集の基準

非常参集すべき事態の判断基準については、別に定めるものとする。

第4節 国民保護措置の実施機能等の確保

1 建物の安全性の確保等

各組織は、武力攻撃事態等において、その対処の機能を果たし得るよう、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 建物の安全性の確保、非常用電源設備及び燃料の確保等に努める。
- (2) 武力攻撃事態等における利用に役立てるため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。
- 2 事業運営の維持・確保のための体制整備
各組織は、武力攻撃事態等における事業の停止又は低下を最小限に止めるための、社員の出勤及び配置の基準、業務処理手順の策定等必要な措置を講じておくものとする。
- 3 情報処理システム等の整備、維持等
情報処理システム等の運用を担当する各組織は、武力攻撃災害に対する情報処理システム等の整備、維持、復旧、運用の確保等が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

第5節 国民保護措置に関する社員の研修等

本社の危機管理統括部署は、イントラネットへの掲載、マニュアルの配備、冊子の配布、講習会又は研修の実施等により、関係社員に対し、国民保護措置に関して必要な次に掲げる知識等の周知徹底を図るものとする。

- (1) 国民保護法その他の関係法令及び本計画の概要
- (2) 武力攻撃事態等発生時における連絡体制等

第6節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 国民保護対策本部の設置等

(1) 国民保護対策本部の設置

内閣に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合は、直ちに本社に代表取締役会長を本部長とする国民保護対策本部を設置するとともに、本社の危機管理統括部署は、直ちに各組織に対し、国民保護対策本部が設置された旨を通知するものとする。

(2) 国民保護対策本部の役割

国民保護対策本部は次の役割を担う。

- ア 国民保護措置の実施に関する総括及び総合調整
- イ 武力攻撃事態等対策本部、関係機関等との情報交換及び連絡調整
- ウ 武力攻撃事態等対策本部、関係機関等から収集した情報の各組織への提供
- エ 被災状況等に関する情報の取りまとめ
- オ その他国民保護措置の実施に関して必要と認められるもの

(3) 国民保護対策本部の組織等

国民保護対策本部の事務局は本社の危機管理統括部署とし、その構成員は別に定める。

(4) 広報活動

本社の危機管理統括部署及び広報担当部署は連携し、国民保護対策本部の設置及び当社の業務に係る国民保護措置の実施状況等について報道発表又は当社ホームページへの掲載等により、正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対する配慮に努めるものとする。

2 社員の派遣

国民保護法第29条第3項の規定により都道府県国民保護対策本部長から社員の派遣の求めがあった場合には、速やかに代表取締役会長の指名する社員を派遣するものとする。

第3章 国民保護措置に関する事項

当社は、武力攻撃事態等において国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及び本計画に基づき、国民の協力を得つつ、関係機関と連携・協力し、当社の行う業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。なお、国民保護措置の実施に当たっては、武力攻撃事態等の状況に即して自主的な判断により決定するものとし、この場合において、次の各節に掲げる事項の適正な実施を図るものとする。

第1節 基本の方針

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとする。

2 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、各組織相互に連携・協力し、その内容に応じ国民保護措置を実施する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

3 関係機関相互の連携協力の確保等

(1) 武力攻撃事態等対策本部長による総合調整

本社の危機管理統括部署は、武力攻撃事態等対策本部長による総合調整が行われた場合には、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。また、都道府県知事その他の機関から当社に対し要請があった場合は、その趣旨を尊重し、必要がある場合は所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

(2) 国民保護措置関係機関相互の連携体制

本社の危機管理統括部署は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃（核兵器等若しくは生物剤又は化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。）による災害に対応するための資機材の提供等武力攻撃事態等における特有の事項にも対応できるよう、平常時から国民の保護のための実施に係る関係機関相互の連携体制に努めるものとする。

第2節 住民の避難に関する措置

1 警報の通知等

(1) 情報収集及び分析等

各組織は、武力攻撃事態等において、武力攻撃の兆候等に係る情報収集及び分析に努めるとともに、これらの情報を入手したときは、直

ちに危機管理統括部署に報告するものとし、本社の危機管理統括部署は、当該情報を対策本部に報告するものとする。

(2) 警報の通知

国民保護法第45条第2項の規定により総務省から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を各組織に連絡するものとする。

2 避難措置の指示の通知

国民保護法第52条第5項の規定により総務省から避難措置の指示の通知を受けたときは、直ちにその内容を各組織及びその他の関係機関に通知するものとする。

3 警報等の解除

1の(2)又は2の定めは、総務省から警報の解除の通知又は避難措置の指示の解除の通知を受けた場合について準用する。

4 避難住民の誘導

多数の者が利用する支店においては、火災や地震等への対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要な措置及び訓練の実施に努めるものとする。

第3節 避難住民等の救援に関する措置

1 救援に関する協力

各組織は、救援に係る事項について都道府県知事から支援を求められたときは、専門知識を有する社員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

2 安否情報の収集に対する協力

国民保護法第9条第3項の規定にのっとり、各組織は、武力攻撃事態等において、自ら管理する施設内に避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民等がいる場合には、保有する安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。なお、安否情報の収集の協力に当たっては、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

3 安否情報の提供先

安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民等の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第4節 情報の収集及び提供

1 平常時からの備え

(1) 情報の収集・連絡体制

各組織は、当該組織内及び各組織相互間のほか、必要に応じて総務省、他の指定公共機関又は地方公共団体等との間において、情報の収集・連絡体制の整備を図り、夜間又は休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 国民保護措置担当者の設定

各組織においては、原則として庶務を担当する部署の役職者の中から国民保護措置担当者（以下「担当者」という。）を指定するものとする。

担当者は、(1)の体制の整備に当たるとともに、当該組織の国民保護措置関係業務の取りまとめ及び本社の危機管理統括部署との連絡調整を行うものとする。

2 被災情報等の収集及び提供

(1) 武力攻撃災害発生時における通信連絡体制

武力攻撃災害発生時における通信連絡は、通信施設の被災状況等を迅速に把握した上で、あらかじめ定めた電話、FAX又は電子メール等により各組織へ連絡するものとするが、それらの利用が困難な場合には、その他利用可能な手段により連絡するよう努力するものとする。

(2) 情報の収集・伝達

ア 基本的事項

各組織の非常参集要員は、武力攻撃災害発生時においては、当該組織の所掌事務に関し、武力攻撃災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、武力攻撃災害に関する情報の収集・連絡を行うものとする。特に、武力攻撃災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たるものとする。

また、各組織は、総務省その他関係機関との情報連絡を密にすることとする。

イ 本社

非常参集要員は、武力攻撃災害発生時においては、それぞれの所掌事務に関する情報の収集に努め、必要な事項については、本社の危機管理統括部署に報告するものとする。

ウ 機能センター

機能センターの長は、武力攻撃災害発生時においては、管理する施設及び設備並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を本社の危機管理統括部署に報告するものとする。

エ 支社

非常参集要員は、受持区域内の武力攻撃災害発生時においては、武力攻撃災害情報の収集に努め、本社連絡担当者は、必要な事項について、本社の危機管理統括部署に報告するものとする。

オ 報告事項等

各組織における武力攻撃災害に関する情報の収集及び伝達は、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について、当該災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、災害の拡大及び応急対策の進行状況に伴い、逐次かつ緊急の度合いに応じた報告手段により行うものとする。

(3) 総務省への報告

ア 本社の危機管理統括部署は、(2)のイからエまでに定めるところにより受けた報告を取りまとめるとともに、国民保護法第127条

第4項の規定に基づき、被災情報を速やかに総務省に報告するものとする。

イ 本社の危機管理統括部署は、総務省から武力攻撃災害の被害情報等の連絡を受けたときは、必要に応じ、各組織に連絡するものとする。

第5節 武力攻撃事態等発生時における郵便業務の確保

武力攻撃事態等発生時においては、郵便物の送達を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

1 郵便物の送達の確保

(1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、武力攻撃事態等の状況及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずるものとする。

なお、支社長は、平常時から、武力攻撃事態等発生時において、受持区域内の郵便物の運送及び集配の確保のために採用し得る迂回経路、代替路線、代替輸送機関等の現況の把握に努めるとともに、重要区間又は孤立地域に対する郵便物の緊急輸送に関して、地方公共団体、自衛隊その他関係機関の協力を得る体制を整備しておくものとする。

(2) 郵便物の運送又は集配の委託を受けた者は、武力攻撃事態等発生時においては、郵便物運送委託法及び当該委託契約に従い、当該業務の継続又は郵便物の保全等のために必要な措置をとるものとする。

(3) 武力攻撃事態等発生時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、武力攻撃事態の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、郵便法（昭和22年法律第165号）第6条に基づき、地域及び期間を限って郵便物の運送又は集配業務を休止するものとする。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する措置をとるものとする。

2 その他

武力攻撃事態等発生時における当社の業務運営の確保を図るため、社員の非常サービス体制の確立、滞留郵便物の配達等のために必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急保全、事業用品の応急調達及び緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとるものとする。

第6節 特殊標章等に関する事項

1 国民保護法第158条3項に基づき、総務大臣の許可を得た場合、本社の危機管理統括部署は、国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させるものとする。

2 本社の危機管理統括部署における特殊標章等の交付等に関する事務及び交付等した特殊標章等の管理については、別に定めるものとする。

第7節 応急の復旧

1 各組織は、武力攻撃事態等の発生に備えて、武力攻撃災害の状況の把握及び応急保全を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に

活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

- 2 武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、発生後可能な限り速やかに施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行うものとする。

第8節 国民保護措置に関する訓練

- 1 本社の危機管理統括部署は、次に掲げる事項を内容とする実践的な訓練を適時行うものとする。その際、関係機関と連携して実施するよう努めるものとし、防災訓練との有機的な連携に配慮するものとする。
 - (1) 情報伝達訓練
 - (2) 非常参集訓練
 - (3) 対策本部設置運営訓練
 - (4) その他当社の国民保護措置のために必要と認められる訓練
- 2 1の訓練を実施した場合、本社の危機管理統括部署は、当該訓練の実施について事後に評価を行うものとする。

第4章 緊急対処保護措置の実施に必要な事項

第1節 緊急対処保護対策本部の設置等

- 1 緊急対処保護対策本部の設置
内閣に緊急処理事態対策本部が設置された場合は、直ちに本社に代表取締役会長を長とする緊急対処保護対策本部を設置する。
- 2 緊急対処保護対策本部の役割
緊急対処保護対策本部は次の役割を担う。
 - (1) 緊急対処保護措置の実施に関する総括及び総合調整
 - (2) 緊急処理事態対策本部、関係機関等との情報交換及び連絡調整
 - (3) 緊急処理事態対策本部、関係機関等から収集した情報の各組織への提供
 - (4) 被災状況等に関する情報の取りまとめ
 - (5) その他緊急対処保護措置の実施に関して必要と認められるもの
- 3 緊急対処保護対策本部の組織等
緊急対処保護対策本部の事務局は本社の危機管理統括部署とし、その構成員は別に定める。

第2節 緊急対処保護措置の実施等

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及びその実施方法については、第2章及び第3章の定めに基づいて行うものとする。

附 則

本計画は、平成24年10月1日から施行する。